

受付番号	
------	--

令和 年 月 日	
令和 8 年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付 一般競争入札参加申込書	
（あて先）横須賀市上下水道事業管理者	
（所 在 地）	
（名 称）	
（代表者氏名）	登録印
（事務担当責任者）	
所属・職名	
氏 名	
連絡先住所	
電 話	
F A X	
E メールアドレス	
「令和 8 年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付一般競争入札説明書」により応募の申込みをします。	
なお、入札参加資格（法人の場合は役員等を含む）の確認のため、警察等関係機関に対して照会を行うことを了承します。	
提出書類：別添のとおり	

上下水道局 受付印	
--------------	--

令和 年 月 日

誓 約 書

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

所 在 地

名 称

代表者氏名

登録印

「令和8年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付一般競争入札説明書」による応募に際し、下記項目に適合していることを誓約します。

なお、入札参加資格（法人の場合は役員等を含む）の確認のため、警察等関係機関に対して照会を行うことを了承します。

記

- (1) 駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資力及び法律上必要とする資格、登録等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号の規定に該当しないこと。
- (3) 横須賀市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（破産手続若しくは会社更生手続その他類似の手続開始の申し立てがなされている、特別清算手続若しくは会社清算手続が開始されている、又は手形取引停止処分がなされている。）にないこと。
- (5) 時間貸駐車場に関し、横須賀市内で1か所以上の実績を有し、かつ1か所は公告日（令和8年7月27日）まで過去2年間以上継続して運営していること。
- (6) 法人市民税（個人の場合は市県民税）の滞納がないこと。
- (7) 令和8年7月27日において、神奈川県内に営業拠点を有すること。
- (8) 令和8年7月27日において、駐車場の運営中にトラブルが発生した場合に対応可能な保守・緊急対応の拠点を本市又は隣接市町村内に確保する者であること。
- (9) 令和8年7月27日において、トラブル発生時に迅速な対応を実施するため、24時間365日対応可能なコールセンターを確保する者であること。
- (10) 関係法令の規定を遵守していること。
- (11) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者でないこと。
- (12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第2号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員のいずれにも該当しないこと。

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

法人名	
-----	--

- ※ 法人の場合のみ添付してください。
- ※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。
- ※ 氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

[illegible]

(様式4)

令和 年 月 日

事業者概要

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

事業者 (会社) 名		
代 表 者 名		
所在地	本 社	
	神奈川県内の 主たる事務所	
資 本 金		
設 立 年 月 日		
主 たる 業 務		
保守・緊急対応 の拠点 (本市・ 近接市町村内)	会 社 名	
	代 表 者 名	
	本社所在地	
	保守・緊急 対応の拠点	
24 時間 365 日 対応可能なコ ールセンター	会 社 名	
	代 表 者 名	
	本社所在地	
	コールセン ター所在地	

(様式5)

令和 年 月 日

入札書

令和8年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付一般競争入札

（あて先）横須賀市上下水道事業管理者

入札者 住所
(所在地)
氏名
(法人名・代表者名)

登録印

代理人 住所
(所在地)
氏名

登録印

「令和8年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付一般競争入札説明書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件の名称	上下水道局小川町車庫立体駐車場（1階）
-------	---------------------

金 額 (税抜月額)			百万	十万	万	千	百	十	円
---------------	--	--	----	----	---	---	---	---	---

貸付料は、上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額になります。

- ※1 本入札書への御記入にあたっては、必ず入札説明書をご確認ください。
- 2 入札金額は、1か月間（税抜月額）の貸付料を記載してください。なお、入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、**金額の頭初に「¥」を必ず記入**してください。入札金額を書き損じた入札書は無効となります。
- 3 入札者（委任者）及び代理人（受任者）の印鑑は、必ず登録印を使用してください。（入札者の従業員に手続きを行わせる場合は、委任状は必要ありません。）
- 4 提出書類（参加申込書・入札書・委任状（該当する場合のみ））に押印する登録印は、すべて同一のものを使用してください。

委 任 状

令和8年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付一般競争入札

（あて先）横須賀市上下水道事業管理者

私は、「令和8年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付一般競争入札」にあたり、次の代理人に入札に関する一切の権限を委任します。

入札者 住 所
（委任者）（所在地）
氏 名
（法人名・代表者名）

登録印

代理人 住 所
（受任者）（所在地）
氏 名

登録印

- ※1 本委任状は、代理人が入札を行う際に提出していただくものです。入札者本人（法人がその従業員に委任する場合を含む）が入札する場合には、提出の必要はありません。
- 2 入札者（委任者）及び代理人（受任者）の印鑑は、必ず登録印を使用してください。
- 3 本委任状の入札者（委任者）及び代理人（受任者）並びに印鑑は、入札書と同一であることを確認してください。
- 4 本委任状は、入札書と同封して郵送してください。
- 5 本委任状は、開札当日の受付にて提示をお願いしますので、必ずコピー（写し）を取っておい
- てください。

令和 8 年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付契約書（案）

貸付人 横須賀市（以下「甲」という。）、借受人 [落札者]（以下「乙」という。）は、「令和 8 年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付一般競争入札説明書」に基づき、甲乙の間において、次の条項により横須賀市水道事業用行政財産について一時貸付を目的とした賃貸借契約を締結する。

なお、本件契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）に定める一時使用を目的とした賃貸借である。

（貸付物件）

第 1 条 貸付物件は、次のとおりとする。

物 件 名	所 在	地目・構造	数量（㎡）
上下水道局小川町車庫立体駐車場 （1 階）	横須賀市小川町 21 番 1 の一部	宅 地	296
	横須賀市小川町 21 番地 1 の一部	鉄骨造平家建	262

（貸付期間）

第 2 条 貸付期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までの 5 年間（駐車場施設の整備、設置に要する期間を含む。）とする。

（貸付物件の用途等）

第 3 条 乙は、貸付物件に無人機械式時間貸駐車場（24 時間営業）を整備し、貸付期間中継続して適正に運営管理するものとする。また、カーシェアリングを合わせて実施する場合についても用途に含まれるものとする。

2 乙は、前項に要する費用のすべてを負担しなければならない。

（貸付料）

第 4 条 第 2 条に定める期間に係る貸付料は、電気料金相当額を含むものとし、金〇〇円（月額〇〇円×60 か月）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（円未満切り捨て）とする。

（貸付料の納付）

第 5 条 乙は、前条に定める貸付料は、6 か月ごとに甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。ただし、納入通知書に記載された納入期限が金融機関の休日に当たるときは、前の営業日までとする。

2 甲は、第 20 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める事由により本件契約が解除されたときは、既納の貸付料を乙に返還しない。

(貸付料の改定)

第6条 甲は、貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、第4条に定める貸付料に含まれる電気料金相当額が著しく高騰したとき、その他正当な理由があるときは、乙に対して貸付料の増額を請求することができる。

2 甲が前項の規定に基づき、乙に対して貸付料の増額を請求したときは、甲乙協議のうえ、その額を決定する。

(貸付料の延滞金)

第7条 乙は、第5条第1項の規定に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しないときは、その納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、横須賀市の公有財産規則（昭和46年規則第26号）に定める割合を乗じて計算して得た額を延滞金として甲に納付しなければならない。

(契約保証金)

第8条 乙は、本件契約の締結と同時に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として、貸付料の3か月分を、甲の発行する納付書により甲に納入しなければならない。

2 第6条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、貸付料の増額と同様の割合で、貸付料増額の日から改正されるものとし、乙は、増額後の契約保証金の額（円未満切り捨て）と従前の契約保証金の額との差額を、甲の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に甲に納入しなければならない。

3 契約保証金には、利息を付さない。

4 乙は、甲に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保権を設定してはならない。

5 契約保証金は、本件契約が終了し貸付物件の返還完了後に還付する。ただし、借受人において未納の貸付料、損害賠償その他の債務があるときは、契約保証金のうちからこれを控除する。

6 借受人は、契約保証金の額が前項ただし書に規定する債務金を償うに足りない場合は、その不足額を納付しなければならない。

7 納付済の入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当する。

(物件の引き渡し)

第9条 甲は、第2条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡ししたものとする。

(契約不適合等)

第10条 乙は、本件契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、追完、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し又は賃借権その他の使用又は収益を目

的とする権利を設定してはならない。ただし、自動販売機を設置する場合に限り転貸を認める。

- 2 乙は、土地に建物若しくは工作物を建設し又は建物の模様替を行う等貸付物件の原状を変更してはならない。ただし、事前に甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(修繕義務等)

第 12 条 甲は、貸付物件の修繕義務を負わないものとし、当該貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(滅失または毀損の通知)

第 13 条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(滅失または毀損の原状回復)

第 14 条 乙の責に帰する事由により貸付物件を滅失又は毀損したときは、乙の責任において原状に回復しなければならない。また、原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

(物件保全義務等)

第 15 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たしたときは、乙に求償することができる。

(近隣住民等への配慮)

第 16 条 乙は、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように配慮しなければならない。

- 2 乙は、貸付物件に係る整備、運営管理等に伴い第三者から苦情、その他紛争が生じたときは、自らの責任においてすべて解決しなければならない。

(駐車場利用者などへの対応)

第 17 条 乙は、貸付物件に係る運営管理等により駐車場利用者等からトラブル、苦情、その他紛争が生じたときは、自らの責任においてすべて解決しなければならない。

(使用禁止等)

第 18 条 甲は、甲の設備等の維持管理、緊急作業等必要な事態が発生したとき、及び災害時には、貸付物件への立入り又は使用を禁止又は制限することができる。なお、この場合において、甲は乙に原則として事前に通知するものとする。

- 2 前項に係る乙が支払うべき貸付料については、甲乙別途協議することとする。

(貸付物件の調査等)

第 19 条 甲は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は乙に報告若しくは資料の提出を求める

ことができるものとする。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

2 乙は、月ごとに利用状況及び売上状況を集計し、速やかに甲に報告しなければならない。

3 局用地への通路とした個所について、乙は甲の通行を認めるものとする。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、本件契約を解除することができる。

(1) 甲、国、他の地方公共団体その他の公共団体において、貸付物件を公用又は公共用に供するための必要が生じたとき。

(2) 乙が貸付物件を第 3 条第 1 項の用途等で使用しないとき、又はその目的で使用するをやめたとき。

(3) 乙が貸付料を納付期限後 3 か月以上経過して、なお納付しないとき。

(4) 乙が本件契約に定める義務を履行しないとき。

(5) 乙の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。

(6) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は償還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙の支払った違約金及び貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

4 乙は、第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める甲の解除権の行使に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。

5 乙は、甲の解除権の行使に伴い、第 8 条第 5 項の規定により甲の帰属とする契約保証金の額を超えて甲に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 21 条 甲は、乙が本件契約の義務に違反したときは、当該期間に係る貸付料（月額）の 3 倍に相当する金額を請求することができる。

2 前項の違約金は、乙が本件契約上の義務を履行しないため、甲に損害を与えた場合に支払うべき損害賠償の予定又はその一部として解釈しないものとする。

(返還及び原状回復)

第 22 条 乙は、貸付期間が満了したときは貸付期間の満了日までに、本件契約が解除されたときは甲の指定する期日までに、乙の費用で貸付物件を原状に復し、甲の定める様式による書面をもって返還しなければならない。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

2 前項の返還は、甲の立会いの上で行うものとする。

(貸付料の清算)

第 23 条 甲は、第 20 条第 1 項第 1 号の規定により本件契約が解除されたときは、1 月を 30 日として日割り計算により納付済みの未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2 前項及び次項の規定により返還する納付済みの未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本件契約の解除により、乙が第 21 条の規定に基づく違約金その他本件契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、返還する未経過期間に係る貸付料の全部又は一部と相殺する。

(損害賠償等)

第 24 条 乙は、本件契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第 20 条第 1 項第 1 号の規定により契約が解除されたときは、これによって生じた損失について、その補償を求めることができる。

3 乙は、第 1 項の規定により損害賠償をする場合において、甲が前条第 3 項の規定により当該損害賠償金の一部を未経過期間に係る納付済みの貸付料と相殺し、なお不足があるときは、不足額を納付するものとする。

(有益費等の放棄)

第 25 条 乙は、本件契約が満了したとき、又は本件契約を解除されたときは、貸付物件に乙が支出した必要費又は改良費等の有益費、その他貸付物件の使用に伴い支出した費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第 26 条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(通知事項)

第 27 条 乙は、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、甲に対し遅滞なくその旨を書面で通知しなければならない。

- (1) 住所若しくは所在地、氏名若しくは名称又は電話番号等を変更したとき。
- (2) 代表者に異動が生じたとき。
- (3) 会社の合併等により賃貸借の継承があったとき。
- (4) その他本件契約の継続に支障があるとき。

(信義誠実の原則)

第 28 条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が横須賀市水道事業用行政財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう

留意しなければならない。

(疑義の決定)

第 29 条 本件契約に定めのない事項及び本件契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 30 条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の締結を証するため、本件契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地
 横須賀市
 横須賀市上下水道事業管理者
 上下水道局長 廣 川 淨 之

乙 住所（所在地）
 氏名（名称）

(様式 8)

令和 年 月 日

質 疑 書

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

「令和 8 年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付一般競争入札説明書」に関する質疑書を提出します。

提出者	住 所	
	氏 名 （法人の場合は 名称及び代表者）	
	所属・職名	
	担 当 者 名	
	電 話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	ページ	項目名	質疑内容
(例)	1	1 趣旨	

(様式 9)

入札保証金提出書（兼返還請求書）

（あて先）横須賀市上下水道事業管理者

令和 年 月 日

次の物件に係る入札保証金として金 100,000 円を提出します。なお、落札とならなかったとき、又はその他返還事由が生じたときは、下記の口座へ振り込んでください。

入札物件（令和 8 年 8 月 20 日開札）

施設名	上下水道局小川町車庫立体駐車場（1 階）	物件の所在地	横須賀市小川町 21 番 1 の一部 横須賀市小川町 21 番地 1 の一部
-----	----------------------	--------	---

入札者	フリガナ	
	住所 (所在地)	〒 -
	フリガナ	
	氏名 (名称)	登録印

入札保証金返還先

振込先金融機関					銀行 ・ 信用金庫 ・ その他			
					本店 ・ 支店 ・ 営業部			
預金の種類	普通 ・ 当座							
口座番号								右詰めで記入
口座名義人	フリガナ							
	氏名（名称）							

※日付（記入日）及び太枠内について記入してください。

※入札者氏名欄に押印する印は、「令和 8 年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付一般競争入札参加申込書」で使用した印と同一のものを使用してください。

※入札保証金返還先の「振込先金融機関」、「預金の種類」の該当する項目を○で囲んでください。

※口座名義人欄の氏名は、法人の場合は代表者名の記入は必要ありません。

※裏面枠内に入札保証金の納付を証する領収書のコピーを原本の大きさに切り、貼り付け（のりづけ）してください。

領 収 書 写 貼 付

(コピーしたものを原本の大きさに切り、
この枠内に貼り付け(のりづけ)してくださ
い)

入札保証金免除申請書

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

所 在 地

名 称

代表者氏名

登録印

「令和 8 年度 行政財産（上下水道局小川町車庫立体駐車場）貸付一般競争入札説明書」に基づく入札への参加申込みに際し、契約に係る入札保証金を次の理由により免除してくださるよう申請します。

(理由：該当するいずれかの事由にチェックをしてください。)

- ☐横須賀市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている
- ☐過去 2 年間に国、地方公共団体又は国等出資法人等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した（契約書の写しなどを添付）。

契約の相手方	契約名	契約金額	契約年月日	履行年月日	備考